

宿泊税収の基金化について

宿泊税収の基金化について

- 宿泊税は法定外目的税であり、**その用途が限定されている**ことから、これまで本府においては、宿泊税収と当該年度の宿泊税充当額との差異について、後年度の予算編成時に調整する対応を行っている。
- 今後については、宿泊税収が大きく増加することや以下の利点などを鑑み、**宿泊税収の基金化を検討**。 ※

<基金化の利点>

- ・宿泊税収と宿泊税充当額の差異や、基金の運用状況（積立・取崩）について外部からの把握・確認が容易となること（見える化）
- ・複数年度にわたる施策や大型施策への対応が容易となること
- ・税収が安定している時期に一定額の積立を行うことで、コロナ禍のような税収が激減する時期においても、宿泊税を活用した施策を継続的に実施できること

※ただし、宿泊税収の基金化については、大阪府財政運営基本条例第十四条（一般財源による基金への積立ての原則禁止）との整合性の整理が必要

■大阪府財政運営基本条例（抜粋）

（一般財源による基金への積立ての原則禁止）

第十四条 **基金に積み立てる資金は、寄附金その他の当該基金に係る特定の収入に係るものに限るものとする。**ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 大阪府基金条例第一条に規定する社会福祉施設職員福利厚生基金、減債基金、財政調整基金、公共施設等整備基金、流域下水道事業減債基金、中央卸売市場事業減債基金、用品調達基金及び小口支払基金に積み立てる場合
- 二 大阪府介護保険財政安定化基金条例(平成十二年大阪府条例第十号)第一条に規定する介護保険財政安定化基金、大阪府後期高齢者医療財政安定化基金条例(平成二十年大阪府条例第二号)第一条に規定する後期高齢者医療財政安定化基金及び大阪府国民健康保険財政安定化基金条例(平成二十八年大阪府条例第四号)第一条に規定する国民健康保険財政安定化基金に法令又はこれらの条例の定めるところにより積み立てる場合
- 三 災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)第二十二條に規定する災害救助基金に積み立てる場合
- 四 国の補助金又は給付金その他これに準ずるものの交付を受ける事業を実施するために積み立てる場合

※ 「その他当該基金に係る特定の収入」

各基金の運用利息や国の緊急経済対策により基金積立てのために受け入れる交付金などの特定財源のほか、基金への積立てが予定されているが、予算上の手続きでいったん一般歳入で受け入れるため、形式的には一般財源からの積み立てであるが、事実上特定財源に準じて取り扱うべきものなどを想定。